

「これからの東京都の心身障害教育の在り方について」(中間まとめ)

～ 一人一人のニーズに応じた教育の展開をめざして ～

序 章

1 東京都における心身障害教育の在り方

(1) これまでの心身障害教育^{(*)1}

東京都は、これまで学校教育法に定める「特殊教育」^{(*)2}として、盲・ろう・養護学校や小・中学校の心身障害学級^{(*)3}等の教育の場を整備し、児童・生徒の教育の機会の確保に努めるとともに、児童・生徒等の障害の種類や程度に応じて、個別指導計画^{(*)4}に基づく個に応じた指導を実施するなど、障害のある児童・生徒の教育の拡大・充実に推進してきた。

また、昭和37年には、通常の学級に在籍しながら必要に応じて専門的指導を行う「通級による指導」を実施し、昭和49年には、養護学校の希望者全員就学を実施するなど、国に先行して都独自の施策を推進してきている。

(2) 現状認識と今後の心身障害教育の在り方

しかし、近年の社会のノーマライゼーション^{(*)5}の進展や児童・生徒の障害の重度・重複化や多様化の進展、小・中学校の通常の学級に在籍するLD(学習障害)^{(*)6}やADHD(注意欠陥/多動性障害)^{(*)7}、高機能自閉症^{(*)8}の児童・生徒への対応等、障害のある児童・生徒の教育をめぐる状況は大きく変化しており、これまでにない抜本的な改善が求められている。

国においては、近年の障害のある児童・生徒の教育をめぐる諸情勢の変化等を踏まえ、平成13年1月には「21世紀の特殊教育の在り方について」、平成15年3月には「今後の特別支援教育の在り方について」の最終報告がそれぞれ調査研究協力者会議により発表されたところである。

「21世紀の特殊教育の在り方について(最終報告)」では、乳幼児期から学校卒業後まで一貫して障害のある子どもとその保護者等に対する相談支援体制の整備、盲学校、聾学校又は養護学校に就学すべき児童・生徒の障害の程度に関する基準や就学指導の在り方を見直し、学習障害等の特別な教育的支援を必要とする児童・生徒等への対応などについて提言を行った。

また、「今後の特別支援教育の在り方について(最終報告)」では、「障害の程度等に応じ特別な場で指導を行う『特殊教育』から障害のある児童生徒一人一人の教育ニーズに応じて適切な教育的支援を行う『特別支援教育』への転換を図る。」として、特殊教育から特別支援教育^{(*)9}への転換という今後の基本的な方向が示された。

特に、今後の特別支援教育の在り方の基本的考え方として「個別の教育支援計画」^{(*)10}、「特別支援教育コーディネーター」^{(*)11}、「広域特別支援連携協議会」^{(*)12}について提言するとともに、特別支援教育を推進する上での学校の在り方として、「特別支援学校^{(*)13}(仮称)」や小・中学校における「特別支援教室^{(*)14}(仮称)」の設置について法改正を含めた具体的な検討の必要性について提言を行っている。

今後は、従来の心身障害教育の対象の障害だけでなく、LD、ADHD、高機能自閉症を含めて障害のある児童・生徒の教育を考えていく必要があり、一人一人の教育ニーズに応じて適切な教育的支援を行う「特別支援教育」の構築が求められる。

なお、心身障害教育の在り方の転換に伴い、本「中間まとめ」では、これまでの障害のある児童・生徒の教育を心身障害教育と表し、通常の学級に在籍するLDやADHDなどの特別な支援を必要とする児童・生徒を含めたこれからの障害のある児童・生徒の教育を「特別支援教育」と表すこととする。

参考 「今後の特別支援教育の在り方について（最終報告）」より

『特別支援教育とは、従来の特殊教育の対象の障害だけでなく、LD、ADHD、高機能自閉症を含めて障害のある児童生徒の自立や社会参加に向けて、その一人一人の教育的ニーズを把握して、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するために、適切な教育や指導を通じて必要な支援を行うものである。』

『LD、ADHD、高機能自閉症により学習や生活の面で、特別な教育的支援を必要とする児童・生徒数について平成14年に文部科学省が実施した「通常の学級に在籍する特別な教育的支援を必要とする児童生徒に関する実態調査」の結果は、調査の方法が、医師等の診断を経たものでないため、直ちにこれらの障害と判断することはできないものの、約6%程度の割合で通常の学級に在籍している可能性を示している』

2 東京都の心身障害教育の改善の基本的な方向

(1) 改善に向けて

東京都教育委員会は、平成14年7月、東京都心身障害教育改善検討委員会を設置し、東京都教育委員会教育長の諮問に基づき、「東京都における心身障害教育の今後の基本的な方向」について検討を進めてきた。検討に当たっては、今後の都の「特別支援教育」の基本的な方向を明らかにするため、「障害の重度・重複化、多様化に応じた教育内容・方法の充実」「都立盲・ろう・養護学校の再編整備を含めた教育環境の整備」「都と区市町村との役割分担を踏まえた「特別支援教育」の連携と支援の在り方」を柱として審議を進めた。この間、東京都心身障害学級設置校長会（小・中学校）から意見を聞く場を設けたほか、都立肢体不自由養護学校及び区立小学校心身障害学級（固定学級^(*15)及び通級指導学級^(*16)）の視察をおこない、心身障害教育の現状を踏まえた検討を進めた。

(2) 改善の基本的方向

東京都の心身障害教育の改善に当たっては、国の「特別支援教育」の在り方に関する今後の基本的方向を踏まえつつも、首都東京独自の教育環境や社会環境に十分留意する必要がある。そのため、これまでの都の心身障害教育の実績、都立盲・ろう・養護学校や小・中学校の学校数、「特別支援教育」対象児童・生徒数、医療機関、福祉機関等の数、交通・通信網の状況などを踏まえ、全都を対象とする広域的対応に加え、地域の総合的な「特別支援教育」のシステムを基本方策に据えた対応により、東京都の「特別支援教育」の改善を進める必要がある。

また、改善に当たっては、現有の教育財産や人的資源を最大限に活用していくなど、現在の厳しい都財政をとりまく社会・経済状況を踏まえて、既存事業の見直しを行いつつ、より

効果的な成果をあげられるよう創意工夫するとともに、これからの盲・ろう・養護学校においては、教育環境の整備と合わせて、学校全体の教育の質的向上を図るため、中・長期的な展望に立った学校の自律的・持続的改革を進めていくための仕組みづくりが必要である。